

○法務省令第 号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条、第七条の二第一項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項及び第二項、第二十二条の二第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

法務大臣 鈴木 馨祐

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ

）

二 次 のイ及びロに掲げる資料

イ 当該外国人を除く常勤の

職員の総数を明らかにする

資料並びに 当該職員に係る

賃金支払に関する文書及び

住民票、在留カード又は特

別永住者証明書の写し

ロ 資本金の額又は出資の総

額を明らかにする資料

「号の細分を削る」

）

二 次 のいずれかに掲げる資料

イ 当該外国人を除く常勤の

職員の総数を明らかにする

資料並びに その数が二人で

ある場合には、当該二人の

職員に係る賃金支払に関する

文書及び住民票、在留カ

ード又は特別永住者証明書

の写し

ロ 資本金の額又は出資の総

額を明らかにする資料

ハ その他事業の規模を明ら

「略	
「略	
「略	<p>三 事業所の概要を明らかにする資料</p> <p>四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>五 学位を有することを証する文書又は職歴その他の経歴を証する文書</p>
上「同	
「同上	
「同上	<p>かにする資料</p> <p>三 事業所の概要を明らかにする資料</p> <p>四 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書</p> <p>五 事業の管理に従事しようとする場合は、職歴を証する文書及び大学院において経営又は管理を専攻した期間に係る証明書</p>

研究	法別表	<p>一 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合</p> <p>二の表</p> <p>イ 招へい機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ロ 卒業証明書及び学位を有することを証する文書又は職歴その他の経歴を証する文書</p> <p>ハ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する資料</p> <p>二 本邦に本店、支店その他の</p>
----	-----	--

上	「同」	<p>「同上」</p> <p>一 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合</p> <p>イ 招へい機関の概要を明らかにする資料</p> <p>ロ 卒業証明書及び職歴その他経歴を証する文書</p> <p>ハ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する資料</p> <p>二 本邦に本店、支店その他の</p>
---	-----	--

事業所のある公私の機関の外
国にある事業所の職員が本邦
にある事業所に期間を定めて
転勤して当該事業所において
研究を行う業務に従事しよう
とする場合

イ 外国の事業所と本邦の事
業所の関係を示す文書

ロ 本邦の事業所の登記事項
証明書、損益計算書の写し
及び事業内容を明らかにす
る資料

ハ 外国の事業所（転勤の直

事業所のある公私の機関の外
国にある事業所の職員が本邦
にある事業所に期間を定めて
転勤して当該事業所において
研究を行う業務に従事しよう
とする場合

イ 外国の事業所と本邦の事
業所の関係を示す文書

ロ 本邦の事業所の登記事項
証明書、損益計算書の写し
及び事業内容を明らかにす
る資料

ハ 外国の事業所（転勤の直

前一年以内に申請人が研究の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書

ニ 外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料

ホ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

前一年以内に申請人が研究の在留資格をもつて本邦に在留していた期間がある場合には、当該期間に業務に従事していた本邦の事業所を含む。）における職務内容及び勤務期間を証する文書

ニ 外国の事業所の登記事項証明書及びその概要を明らかにする資料

ホ 活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書

〔略〕	在留 資格	〔略〕	
〔略〕	活動	〔略〕	
〔略〕	資料	〔略〕	へ 卒業証明書及び経歴を証 する文書

別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）

〔同〕	在留 資格	〔同上〕	
〔同上〕	活動	〔同上〕	
〔同上〕	資料	〔同上〕	へ 卒業証明書及び経歴を証 する文書

別表第三の七（第二十一条、第二十一条の三関係）

「	<p>経営 法別表</p> <p>・管 第一の</p> <p>理 二の表</p> <p>の経営</p> <p>・管理</p> <p>の項の</p> <p>下欄に</p> <p>掲げる</p> <p>活動</p>
	<p>一 経営又は管理に係る事業の 損益計算書</p> <p>二 次のイ及びロに掲げる資料</p> <p>イ 当該外国人を除く常勤の 職員の総数を明らかにする 資料並びに当該職員に係る 賃金支払に関する文書及び 住民票、在留カード又は特 別永住者証明書の写し</p>
上	<p>「同</p> <p>上</p>
「同上	<p>「同</p> <p>上</p>
	<p>一 経営又は管理に係る事業の 損益計算書</p> <p>二 次のいずれかに掲げる資料</p> <p>イ 当該外国人を除く常勤の 職員の総数を明らかにする 資料並びにその数が二人で ある場合には、当該二人の 職員に係る賃金支払に関す る文書及び住民票、在留カ ード又は特別永住者証明書 の写し</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記であ

「	
略	
略	<p>ロ 資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料</p> <p>「号の細分を削る」</p> <p>三 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>四 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>

上	「同
」	同上
」	<p>ロ 資本金の額又は出資の総額を明らかにする資料</p> <p>ハ 其他事業の規模を明らかにする資料</p> <p>三 活動の内容、期間及び地位を証する文書</p> <p>四 年間の収入及び納税額に関する証明書</p>

